

令和6年度
第8回 八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会
協議事項
(協議第20号～協議第23号)

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会協議事項 目次

| 協議番号 | 件 名 | 頁 |
|--------|---------------------------------------------------|---|
| 協議第20号 | 八重瀬町・与那原町学校給食センター民間事業者募集・選定アドバイザー業務委託契約の締結（案）について | 2 |
| 協議第21号 | 八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会の事務執行に要する施設等の使用料（案）について | 3 |
| 協議第22号 | 八重瀬町・与那原町学校給食センターの建設に関する業者選定方法（案）について | 4 |
| 協議第23号 | 八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会指名競争入札実施要綱（案）について | 5 |

協議第20号

八重瀬町・与那原町学校給食センター民間事業者募集・選定アドバイザー業務委託契約の締結について

(案)

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会規約第20条に基づき、以下の内容について委託契約書を締結する。

1. 委 託 名 : 八重瀬町・与那原町学校給食センター民間事業者募集・選定アドバイザー業務
2. 契 約 金 額 : 34, 518, 000円(消費税及び地方消費税込)
3. 契 約 締 結 日 : 令和7年3月28日(金)
4. 履 行 期 間 : 契約日から令和8年5月29日まで
5. 委 託 先 事 業 者 : パシフィックコンサルタンツ株式会社 沖縄支社

協議第21号

令和7年度 八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会の事務の執行に要する施設等使用料における令和7年度予算について、次のとおり定める。

(案)

1. 予算額

| 予算年度 | 当初予算額 (A) | 補正予算額 (B) | (A)-(B) | 負担額 | |
|-------|--------------|--------------|---------|--------|--------|
| | | | | 八重瀬町 | 与那原町 |
| 令和7年度 | 623 千円 | 0 千円 | 623 千円 | 390 千円 | 233 千円 |

※負担額の算出時に生じる千円未満の端数は、歳入の予算計上は切り捨て、歳出の予算計上は切り上げで表示する。

※八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会に負担する要綱第3条第3項の規定に基づき、負担金の算出方法は、当該年度の実給食数が確定するまでは、その前年度の実給食数を用いることとし、当該年度の実給食数が確定した後に、精算を行うものとする。

2. 予算の計上

令和7年度一般会計予算において、八重瀬町及び与那原町は必要な予算を計上する。

協議第22号

八重瀬町・与那原町学校給食センターの建設に関する業者選定方法等については、次のとおり定める。

(案)

1. 事業項目及び請負事業者の選定方法

(1) 八重瀬町・与那原町学校給食センター敷地造成設計業務委託

【選定方法】

指名競争入札

【発注方式選定理由】

本業務委託は、八重瀬町・与那原町学校給食センター敷地の造成詳細設計であり、既存道路等に適した設計で特異性はない。一方で調整事項が多く、地域事業者の活用により円滑な調整が期待できる。また、地域中小企業の育成と経営安定化を図る観点から、指名競争入札が望ましいと考える。

(2) 八重瀬町・与那原町学校給食センター敷地地質調査業務委託

【選定方法】

指名競争入札

【発注方式選定理由】

本業務委託は、八重瀬町・与那原町学校給食センター敷地の地質調査であり、地盤強度測定が主で特異性はない。一方で位置選定等の調整事項が多く、地域事業者の活用により円滑な調整が期待できる。また、地域中小企業の育成と経営安定化を図る観点から、指名競争入札が望ましいと考える。

協議第23号

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会指名競争入札実施要綱について

(案)

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会規約第17条第1項の規定に基づき、八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会指名競争入札実施要綱を次のとおり定める。

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会指名競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会(以下「協議会」という。)規約第13条の規定に基づき設置した、八重瀬町・与那原町学校給食センター整備事業幹事会(以下「幹事会」という。)設置規程(以下「規程」という。)第2条第1号に掲げる事務について、八重瀬町・与那原町学校給食センター整備事業で発注する建設工事又は業務の委託等(以下「工事等」という。)に係る指名競争入札について、八重瀬町契約規則(令和2年3月30日規則第22号。以下「契約規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 対象となる工事等は、幹事会において指名競争入札によるべきと判断したものである。

(指名競争入札参加資格の要件)

第3条 八重瀬町・与那原町学校給食センター整備事業で発注する工事等の指名競争

争入札参加資格の要件は、八重瀬町及び与那原町(以下「関係町」という。)の条例、規則その他の規程(以下「条例、規則等」という。)に基づき作成された指名競争入札に関する参加資格者名簿(以下「参加資格者名簿」という。)の双方に登録されている者でなければならない。

(指名業者の推薦依頼)

第4条 八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会事務長(以下「事務長」という。)は、指名競争入札に参加する業者(以下「指名業者」という。)を決定するため、関係町に指名業者の推薦を依頼する。

(指名業者の推薦)

第5条 関係町は、参加資格者名簿に登録されている者の中から、八重瀬町・与那原町学校給食センター整備事業で発注する工事等の性質及び規模を考慮し、適任と認められる業者を別表1の業者数の範囲内で事務長に推薦しなければならない。

(推薦指名業者の報告)

第6条 事務長は、前条の指名業者候補者を幹事会に報告しなければならない。

(指名業者の選定)

第7条 幹事会は、事務長の報告に基づき、指名業者候補者の中から指名業者を選定する。

(指名通知)

第8条 指名業者を選定したとき、八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会会長(以下「会長」という。)は、速やかに当該指名業者に対し、通知するものとする。

2 前項の通知は、書面により行うものとする。

3 指名業者には、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札又は開札の場所及び日時
- (3) 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) 入札の無効
- (6) 議会の議決を要するものにあつてはその旨
- (7) 上記のもののほか、必要と認める事項

(指名の取消し)

第9条 指名通知の日から開札までに指名業者が関係町の指名競争入札に関する条例、規則等に基づく基準に該当しないこととなったときは、当該指名通知を取消すものとする。

2 関係町は、指名業者が関係町の指名競争入札に関する条例、規則等に基づく基準に該当しないこととなったときは速やかに会長へ通知しなければならない。

(仕様書等の交付等)

第10条 会長は、指名競争入札に係る仕様書及び図面を、電子媒体又は書面により指名業者に交付する。

2 仕様書又は図面に対する質問は、仕様書等に対する質問書により受け付けるものとし、質問に対する回答は指名業者全員に周知する。

(入札保証金の免除)

第11条 契約規則第9条第1項のただし書に該当する者で入札保証金の免除を希望する者は、会長が指定する期日までに入札保証金免除申請書を提出しなければならない。

(入札書等の提出)

第 12 条 入札参加者は、入札書(契約規則第 10 条関係)を使用して入札をしなければならない。

2 代理の者が指名競争入札を行う場合は、会長が指定する期日までに委任状を提出しなければならない。

(入札の執行等)

第 13 条 前条に規定する入札書等に虚偽の記載を行った者又は入札時において第 3 条に規定する指名競争入札参加資格要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

(落札者の決定方法)

第 14 条 落札者の決定方法は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 234 条第 3 項定めるところによる。ただし、会長が特に必要と認める場合は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)(以下「施行令」という。)第 167 条の 13 において準用する第 167 条の 10 の定めるところによることができる。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札経過書の作成等)

第 15 条 会長は、指名競争入札が終了したときは、その経過を入札経過書に記録しなければならない。

(入札結果の公表)

第 16 条 会長は、開札後、指名競争入札結果一覧表を入札日の翌日(休日を除く。)

までに事務局窓口で公表するものとする。

- 2 落札結果については、入札日の7日(休日を除く)以内に、関係町のホームページに掲載するものとする。

(様式)

第17条 この要綱で用いる帳票及び書類の様式は、別表2に定めるところによる。ただし、この様式により難いときは、この限りでない。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない様式を用いる場合、契約規則の様式中にある八重瀬町長名を八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会会長名に読み替えるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、幹事会の会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

別表 1(第 5 条関係)

| | 設計金額 | 委託 / 工事 |
|-------|-----------------------|---------------------------|
| 推薦業者数 | 3,000 万円未満 | 両町 6 社以下 (計 12 社以下) |
| | 3,000 万円以上 5,000 万円未満 | 両町 7 社以下 (計 14 社以下) |
| | 5,000 万円以上 | 両町 8 社以下 (計 16 社以下) |

別表 2(第 17 条関係)

| 様式番号 | 名称 | 関係条文 | 備考 |
|---------|------------|------------|-----------|
| 様式第 1 号 | 推薦依頼書 | 要綱第 4 条関係 | 様式は別に定める。 |
| 様式第 2 号 | 推薦書 | 要綱第 5 条関係 | |
| 様式第 3 号 | 指名業者候補者通知書 | 要綱第 6 条関係 | |
| 様式第 4 号 | 指名業者停止通知書 | 要綱第 9 条関係 | |
| 様式第 5 号 | 入札保証金免除申請書 | 要綱第 11 条関係 | |
| 様式第 6 号 | 委任状 | 要綱第 12 条関係 | |